

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成26年12月16日
<b>【発行者名】</b>	ブラックロック・ジャパン株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 出川 昌人
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	加藤 淳一郎
<b>【電話番号】</b>	03-6703-4935
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	ブラックロック欧州株式オープン
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	3,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。 (注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ブラックロック欧州株式オープン

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

### (5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

<sup>\*</sup> 消費税率が10%になった場合は3.3%となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

### (6) 【申込単位】

1万円以上1円単位

なお、販売会社によって異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

## (7) 【申込期間】

平成26年12月17日から平成27年6月16日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス： [www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

## (9) 【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払い込みください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12) 【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかが休場日の場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック欧州株式オープン（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

##### <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり ( ) なし

## &lt;各分類および区分の定義&gt;

## ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まず。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は1,000億円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色（当ファンドおよびマザーファンドの特色）

- a．当ファンドは、ブラックロック欧州株式マザーファンド受益証券を通じて、欧州主要国（MSCI欧州株価指数<sup>\*</sup>を構成する市場）の大型株を主な投資対象として、中小型株にも投資します。

<sup>\*</sup> MSCI欧州株価指数とは、MSCI Inc.が開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当ファンドの主な投資対象国（2014年9月末現在）

英国、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、スウェーデン、スペイン、オランダ、フィンランド、ベルギー、デンマーク、ポルトガル、オーストリア、ノルウェー、アイルランド

b. M S C I 欧州株価指数（円換算ベース）をベンチマーク<sup>\*</sup>とします。

\* ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

c. 運用にあたっては、独自の調査に基づいたボトムアップ・アプローチ<sup>\*</sup>の銘柄選択により、ポートフォリオを作成します。

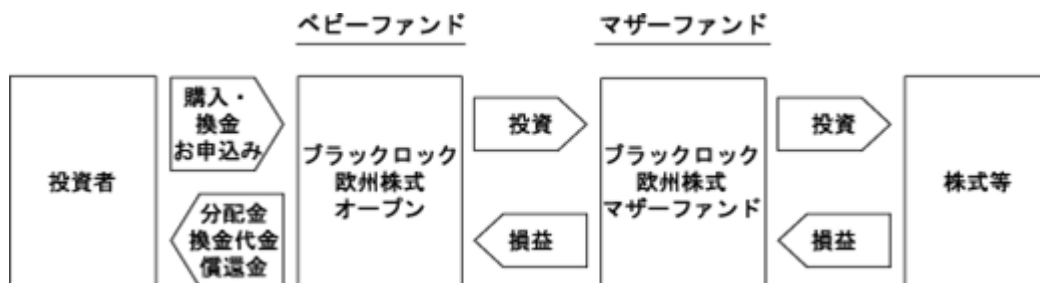
\* ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査をもとに、投資対象を選定する方法のことをいいます。株式市場は効率的でなく、綿密で、規律あるファンダメンタル調査と洗練されたリスク管理ツールの融合により、一貫して超過収益を獲得することが可能であると考えます。

d. 実質外貨建資産に対して原則として為替ヘッジを行いません。

e. ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（投資顧問会社）に株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用に関する権限を委託します。

f. 当ファンドは、ブラックロック欧州株式マザーファンド受益証券をマザーファンドとするファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「ブラックロック欧州株式オープン」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド（「ブラックロック欧州株式マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。



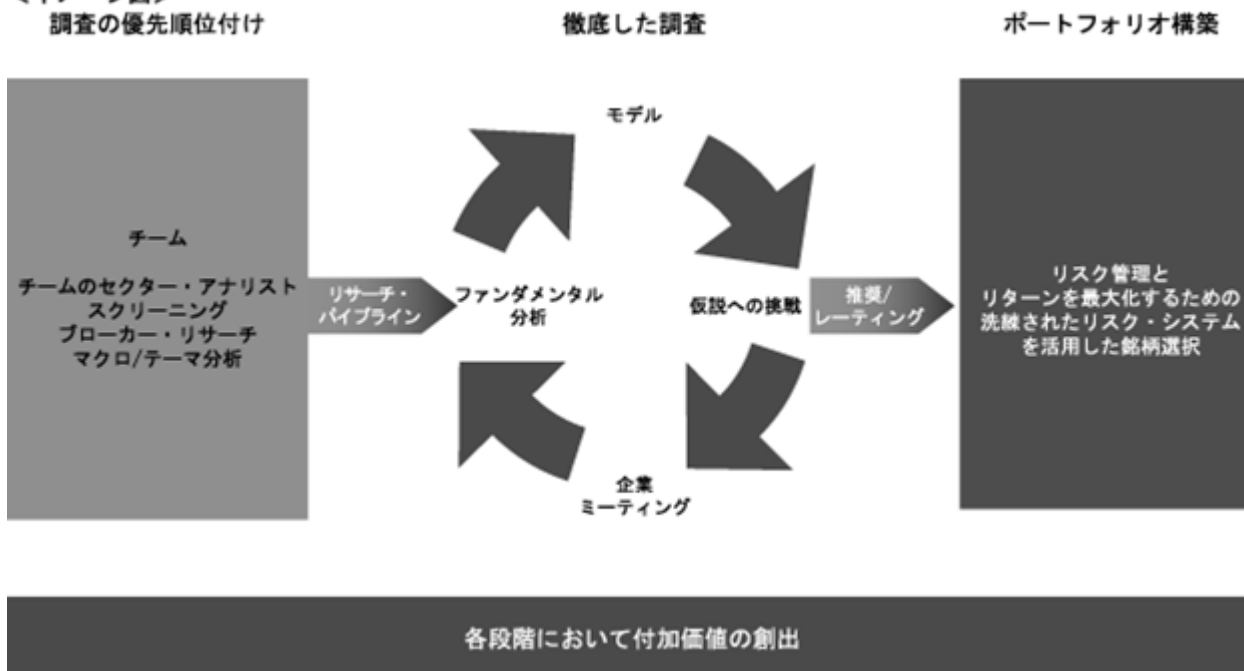
## 運用プロセス

チームではポートフォリオ・マネジャーおよびセクター・アナリストが担当セクターについて独自の調査を行います。担当セクターについてのニュース、決算情報、変化等については、チーム全員が参加するミーティングにて情報共有されます。セクター・アナリストによって提案された投資アイデアは、チームでの議論を経て承認されます。

調査過程において、主に以下のことを行います。

- ・ 調査の優先順位をつけるためのスクリーニング
- ・ 財務分析を含めた企業についての綿密な分析
- ・ バリュエーション分析
- ・ 経営陣とのミーティング

### <イメージ図>



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

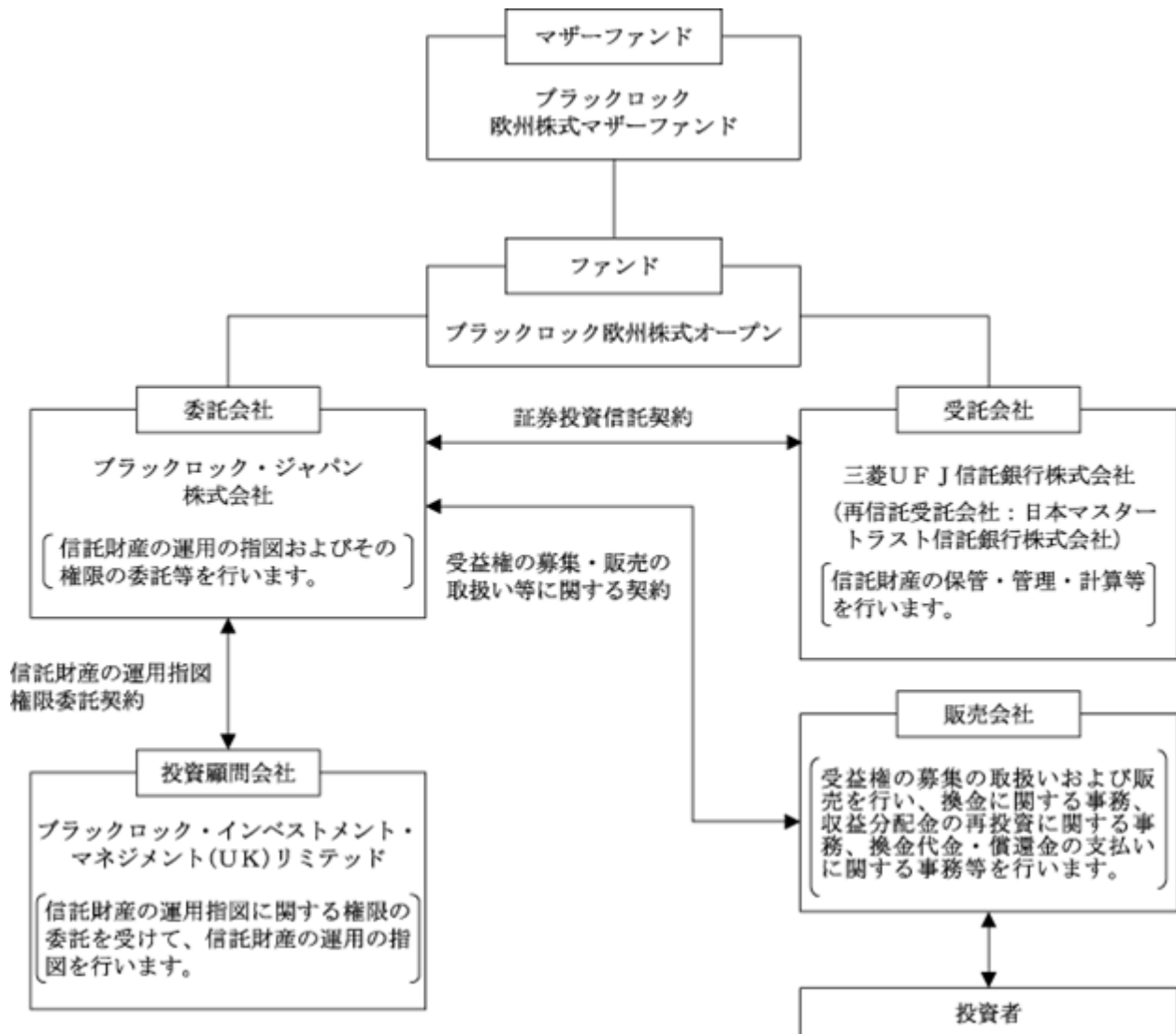
ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

平成10年7月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成18年10月1日	ファンド名称を「メリルリンチ欧州株式オープン」は「ブラックロック欧州株式オープン」に、「メリルリンチ欧州株式マザーファンド」は「ブラックロック欧州株式マザーファンド」に変更
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行
平成21年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。



## &lt; 委託会社の概況 &gt;

平成26年9月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 2,435百万円

## b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

当ファンドの投資態度

- a．主としてブラックロック欧州株式マザーファンド受益証券に投資します。
- b．実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- c．MSCI欧州株価指数（円換算ベース）をベンチマークとし信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。
- d．ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
- e．投資状況に応じ、ブラックロック欧州株式マザーファンドと同様の運用を行うことができます。また市況動向や資金動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度

- a．欧州主要市場（MSCI欧州株価指数を構成する市場）の大型株を主な投資対象として、中小型株にも一部投資します。
- b．MSCI欧州株価指数（円換算ベース）をベンチマークとし信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。
- c．運用に当たっては、独自の調査に基づいたボトムアップ・アプローチの銘柄選択によりポートフォリオを作成します。
- d．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e．ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
- f．市況動向や資金動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規定により管理します。

## (2) 【投資対象】

当ファンドの投資対象

## a．投資対象とする資産の種類（約款第15条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限ります。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

## b．投資対象とする有価証券（約款第16条第1項）

委託会社は信託金を主としてブラックロック欧州株式マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (t) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c．投資対象とする金融商品（約款第16条第2項）

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

マザーファンドの投資対象

a．投資対象とする資産の種類（約款第9条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第18条および第18条に定めるものに限ります。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

b．投資対象とする有価証券（約款第10条第1項）

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - (n) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品(約款第10条第2項)

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## (3) 【運用体制】

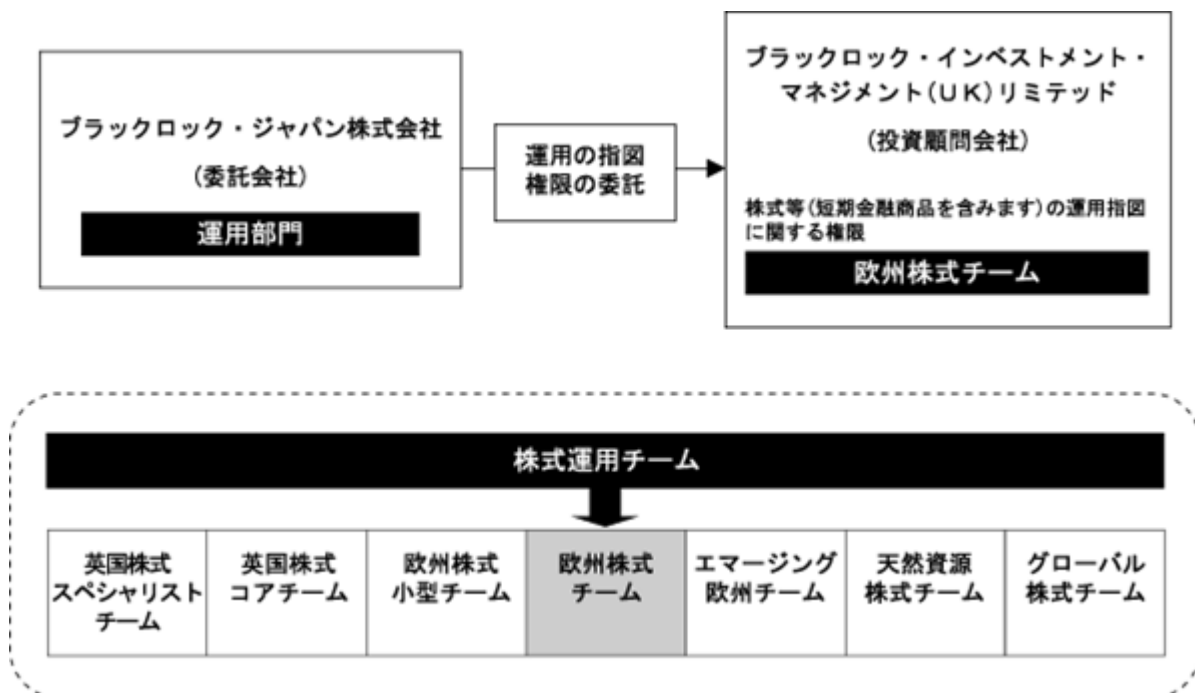
ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは、株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託しております。

当ファンドは、株式運用チームの中の欧州株式チーム（16人程度）が運用を担当し、チーム運用を行っております。



運用体制は、変更となる場合があります。

### ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.52兆ドル\*（約496兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2014年9月末現在。(円換算レートは1ドル=109.695円を使用)

## (4) 【分配方針】

## 収益分配方針

年2回の毎決算時（3月15日、9月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

## a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができます。

## b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。

## c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 収益の分配

## a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

## b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

## 収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約<sup>\*</sup>に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

## (5) 【投資制限】

## 当ファンドの投資制限

## a. 投資する株式等の範囲（約款第18条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

## b. 投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限 および ）

(a) 株式への実質投資割合<sup>\*</sup>には制限を設けません。

\* 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

(b) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

## c. 同一銘柄の株式等への投資制限（約款第19条）

(a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## d. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第23条）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## e. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限 ）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## f. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## g. 投資する投資信託証券への投資制限（約款第16条第5項）

投資信託証券（親投資信託は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## h. 私募有価証券等への投資制限（約款第16条第7項）

私募により募集された国内の社債（短期社債等を除く）および市場価格で売却できない外債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。



## i．信用取引の指図範囲（約款第20条）

- (a) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## j．先物取引の運用指図（約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図(約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)

- (a) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m．有価証券の貸付けの指図(約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(b) (a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n . 公社債の空売りの指図範囲（約款第26条）

(a) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(a)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o . 公社債の借入れ（約款第27条）

(a) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p . 外国為替予約の指図（約款第29条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q . 資金借入れ（約款第37条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

r . デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

マザーファンドの投資制限

a . 投資する株式等の範囲(約款第12条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b . 投資する株式等への投資比率の制限(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限 および )

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c . 同一銘柄の株式等への投資制限(約款第13条)

- (a) 一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d . 同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第17条)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e . 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限 )

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f . 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- g. 投資する投資信託証券への投資制限（約款第10条第4項）  
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- h. 私募有価証券等への投資制限（約款第10条第5項）  
私募により募集された国内の社債（短期社債等を除く）および市場価格で売却できない外債への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- i. 信用取引の指図範囲（約款第14条）
- (a) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- j. 先物取引の運用指図（約款第15条）
- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。  
イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。  
ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。  
イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の合計額の範囲内とします。  
ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。  
イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図(約款第16条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の換金を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第18条)

- (a) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m．有価証券の貸付けの指図(約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## n．公社債の空売りの指図範囲（約款第20条）

- (a) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(a)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## o．公社債の借入れ（約款第21条）

- (a) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## p．外国為替予約の指図（約款第23条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

## q．デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第18条の2）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## 投信法等関係法令で定める投資制限

## 同一の法人の発行する株式（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

##### 基準価額の変動要因

##### a．欧州株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、主として欧州の株式に投資します。したがって、欧州の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資します。当ファンドは、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c．中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さな企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

##### d．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

##### ファンド運営上のリスク

##### a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

##### b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。



## c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

## d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## (2) リスクの管理体制

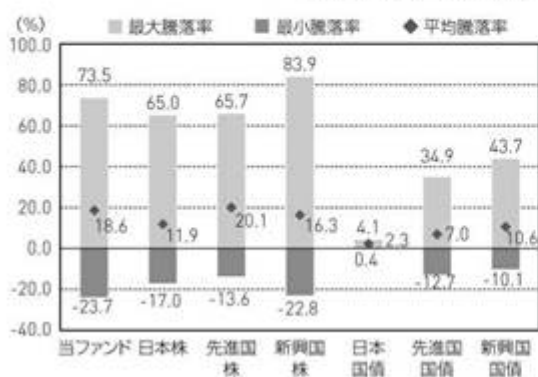
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

## (参考情報)

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2009年10月～2014年9月)



※上記グラフは、2009年10月～2014年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2009年10月～2014年9月)



※上記グラフは、2009年10月～2014年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。  
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

## ※各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ株価指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

## &lt;各指数について&gt;

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ株価指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

\* 消費税率が10%になった場合は3.3%となります。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

## 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8468%（税抜1.71%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.9504% (税抜0.88%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.8100% (税抜0.75%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が350億円以下の部分	年0.0864% (税抜0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	350億円超1,000億円以下の部分	年0.0756% (税抜0.07%)	
	1,000億円超1,350億円以下の部分	年0.0648% (税抜0.06%)	
	1,350億円超の部分	年0.0540% (税抜0.05%)	

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

<消費税率が10%になった場合は以下の通りとします。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.881%（税抜1.71%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.968% (税抜0.88%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.825% (税抜0.75%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が350億円以下の部分	年0.088% (税抜0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	350億円超1,000億円以下の部分	年0.077% (税抜0.07%)	
	1,000億円超1,350億円以下の部分	年0.066% (税抜0.06%)	
	1,350億円超の部分	年0.055% (税抜0.05%)	

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

## 信託報酬の支払時期と支払方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。

信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社へ支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用<sup>\*</sup>は、その都度、信託財産中より支弁します。

<sup>\*</sup> 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合  
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合  
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### 個人、法人の課税の取扱いについて

##### a．個人の投資者に対する課税

###### (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

###### (b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5 【運用状況】

「ブラックロック欧州株式オープン」

## (1) 【投資状況】(平成26年9月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,364,355,434	100.07
内 日本	4,364,355,434	100.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,138,449	0.07
純資産総額	4,361,216,985	100.00

## (2) 【投資資産】(平成26年9月末現在)

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック欧州株式 マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,008,724,368	2.1887	4,396,637,554	2.1727	4,364,355,434	100.07

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13期(平成17年3月15日)	1,481,011,768	1,497,100,707	0.9085	0.9183
第14期(平成17年9月15日)	1,452,585,587	(同左)	0.9773	(同左)
第15期(平成18年3月15日)	1,546,916,589	(同左)	1.1760	(同左)
第16期(平成18年9月15日)	1,667,302,134	(同左)	1.2627	(同左)
第17期(平成19年3月15日)	1,881,259,007	(同左)	1.3571	(同左)
第18期(平成19年9月18日)	2,087,512,187	(同左)	1.4648	(同左)
第19期(平成20年3月17日)	1,683,384,433	(同左)	1.1914	(同左)
第20期(平成20年9月16日)	1,365,409,385	(同左)	1.0707	(同左)
第21期(平成21年3月16日)	710,410,210	(同左)	0.6176	(同左)
第22期(平成21年9月15日)	945,535,900	(同左)	0.9805	(同左)
第23期(平成22年3月15日)	867,340,015	(同左)	0.9907	(同左)
第24期(平成22年9月15日)	784,969,327	(同左)	0.9198	(同左)
第25期(平成23年3月15日)	798,075,787	(同左)	0.9865	(同左)
第26期(平成23年9月15日)	642,151,814	(同左)	0.7614	(同左)
第27期(平成24年3月15日)	768,329,226	(同左)	0.9621	(同左)
第28期(平成24年9月18日)	687,939,858	(同左)	0.9482	(同左)
第29期(平成25年3月15日)	793,631,094	(同左)	1.2656	(同左)
第30期(平成25年9月17日)	1,289,052,835	(同左)	1.4327	(同左)
第31期(平成26年3月17日)	3,463,674,577	3,698,243,658	1.4766	1.5766
第32期(平成26年9月16日)	4,325,137,992	(同左)	1.5033	(同左)
平成25年9月末現在	1,758,538,347		1.4323	
平成25年10月末現在	2,460,490,835		1.4892	
平成25年11月末現在	3,292,040,019		1.5619	
平成25年12月末現在	3,726,406,309		1.6422	
平成26年1月末現在	3,625,933,416		1.5696	
平成26年2月末現在	4,170,882,505		1.6377	
平成26年3月末現在	3,870,958,130		1.5373	
平成26年4月末現在	3,931,009,829		1.5348	
平成26年5月末現在	3,681,315,117		1.5166	
平成26年6月末現在	3,591,271,919		1.5000	
平成26年7月末現在	3,658,703,436		1.4702	
平成26年8月末現在	3,744,989,921		1.4645	
平成26年9月末現在	4,361,216,985		1.4912	



## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第13期	0.0100
第14期	
第15期	
第16期	
第17期	
第18期	
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
第26期	
第27期	
第28期	
第29期	
第30期	
第31期	0.1000
第32期	

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第13期	18.4
第14期	7.6
第15期	20.3
第16期	7.4
第17期	7.5
第18期	7.9
第19期	18.7
第20期	10.1
第21期	42.3
第22期	58.8
第23期	1.0
第24期	7.2
第25期	7.3
第26期	22.8
第27期	26.4
第28期	1.4
第29期	33.5
第30期	13.2
第31期	10.0
第32期	1.8

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第13期	10,049,780	1,051,105,817	1,630,253,908
第14期	98,956,397	242,940,933	1,486,269,372
第15期	145,208,642	316,055,523	1,315,422,491
第16期	175,353,208	170,337,562	1,320,438,137
第17期	220,624,771	154,843,681	1,386,219,227
第18期	222,274,586	183,415,357	1,425,078,456
第19期	174,417,740	186,561,482	1,412,934,714
第20期	83,896,069	221,621,269	1,275,209,514
第21期	70,152,456	195,033,105	1,150,328,865
第22期	23,619,853	209,575,518	964,373,200
第23期	70,929,624	159,803,406	875,499,418
第24期	76,819,103	98,894,102	853,424,419
第25期	35,708,216	80,126,339	809,006,296
第26期	85,398,523	51,024,929	843,379,890
第27期	23,275,313	68,027,667	798,627,536
第28期	32,950,466	106,080,261	725,497,741
第29期	43,274,856	141,695,950	627,076,647
第30期	375,263,196	102,596,945	899,742,898
第31期	2,922,665,845	1,476,717,931	2,345,690,812
第32期	1,113,349,581	581,946,659	2,877,093,734

## （参考情報）

ブラックロック欧州株式マザーファンド(平成26年9月末現在)

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	4,228,341,370	96.88
内 イギリス	1,440,869,763	33.01
内 フランス	776,703,659	17.80
内 スイス	489,361,466	11.21
内 ドイツ	408,253,055	9.35
内 オランダ	240,706,778	5.52
内 イタリア	232,837,369	5.33
内 ベルギー	215,934,045	4.95
内 デンマーク	166,958,857	3.83
内 アイルランド	87,849,123	2.01
内 スペイン	84,728,840	1.94
内 スウェーデン	84,138,415	1.93
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	136,029,080	3.12
純資産総額	4,364,370,450	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	イギリス	株式	エネルギー	52,997	4,205.94	222,902,527	4,352.85	230,688,129	5.29
2	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	29,102	6,843.82	199,169,119	6,986.54	203,322,569	4.66
3	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	31,505	4,621.02	145,585,265	5,299.43	166,958,857	3.83
4	ASTRAZENECA PLC	イギリス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,427	7,587.08	154,981,418	7,902.32	161,420,698	3.70
5	ROCHE HOLDING AG GENUSS	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,892	29,722.34	145,401,735	32,300.14	158,012,328	3.62
6	IMPERIAL TOBACCO GROUP	イギリス	株式	食品・飲料・タバコ	30,853	4,403.98	135,876,057	4,692.33	144,772,642	3.32
7	RIO TINTO PLC	イギリス	株式	素材	26,643	5,898.01	157,140,801	5,422.84	144,480,923	3.31
8	PRUDENTIAL PLC	イギリス	株式	保険	53,218	2,506.31	133,381,333	2,514.13	133,797,092	3.07
9	DEUTSCHE TELEKOM	ドイツ	株式	電気通信サービス	80,383	1,557.69	125,212,575	1,653.94	132,948,795	3.05
10	BAYER AG	ドイツ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,548	13,484.45	115,265,117	15,136.82	129,389,622	2.96
11	INTESA SANPAOLO	イタリア	株式	銀行	381,386	321.21	122,505,716	330.51	126,052,115	2.89
12	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	半導体・半導体製造装置	11,382	9,177.41	104,457,325	10,909.62	124,173,376	2.85
13	ING GROEP N.V.	オランダ	株式	各種金融	75,025	1,418.43	106,417,711	1,553.26	116,533,402	2.67
14	ZURICH INSURANCE GROUP AG	スイス	株式	保険	3,547	30,453.81	108,019,687	32,702.89	115,997,165	2.66
15	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	ベルギー	株式	食品・飲料・タバコ	9,427	10,487.71	98,867,657	12,120.57	114,260,647	2.62
16	SABMILLER PLC	イギリス	株式	食品・飲料・タバコ	18,255	6,254.19	114,170,336	6,082.26	111,031,707	2.54
17	KBC BANKVERZEKERINGSHOLD	ベルギー	株式	銀行	17,368	5,881.65	102,152,573	5,854.06	101,673,398	2.33
18	BG GROUP PLC	イギリス	株式	エネルギー	46,654	2,240.60	104,533,005	2,036.01	94,988,089	2.18
19	AXA	フランス	株式	保険	33,908	2,630.98	89,211,337	2,697.54	91,468,516	2.10
20	BT GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	131,713	698.85	92,048,128	678.96	89,428,754	2.05
21	AIRBUS GROUP NV	フランス	株式	資本財	13,221	6,762.79	89,410,932	6,742.83	89,146,992	2.04
22	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	アイルランド	株式	運輸	14,436	6,087.81	87,883,626	6,085.41	87,849,123	2.01
23	ASSA ABLOY AB-B	スウェーデン	株式	資本財	14,975	5,191.08	77,736,450	5,618.59	84,138,415	1.93
24	L'OREAL	フランス	株式	家庭用品・パーソナル用品	4,616	16,796.14	77,530,983	17,275.42	79,743,375	1.83
25	UBS AG-REG	スイス	株式	各種金融	40,870	2,000.36	81,754,969	1,925.12	78,679,699	1.80
26	CAP GEMINI SA	フランス	株式	ソフトウェア・サービス	10,058	7,481.63	75,250,318	7,814.21	78,595,373	1.80
27	SCHNEIDER ELECTRIC SE	フランス	株式	資本財	9,376	8,850.65	82,983,762	8,318.31	77,992,502	1.79
28	LEGRAND SA	フランス	株式	資本財	12,584	6,071.21	76,400,178	5,666.59	71,308,372	1.63
29	SYNGENTA AG	スイス	株式	素材	2,023	39,236.85	79,376,165	35,050.32	70,906,801	1.62
30	INDITEX	スペイン	株式	小売	20,501	2,916.28	59,786,797	2,989.87	61,295,347	1.40

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.88
業種	
食品・生活必需品小売り	0.76
銀行	8.72
保険	7.82
エネルギー	12.12
素材	6.75
資本財	8.38
運輸	2.01
自動車・自動車部品	2.65
耐久消費財・アパレル	1.74
消費者サービス	1.40
小売	1.40
食品・飲料・タバコ	9.31
家庭用品・パーソナル用品	1.83
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.11
各種金融	5.59
不動産	1.31
ソフトウェア・サービス	1.80
電気通信サービス	5.10
公益事業	1.25
半導体・半導体製造装置	2.85

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

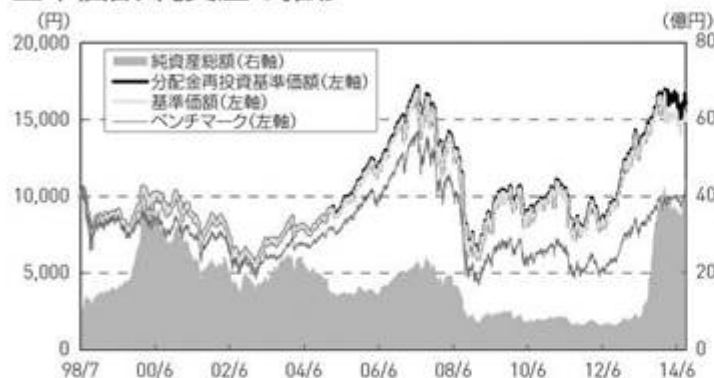
## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績（2014年9月30日現在）

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。  
 ※ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

## 分配の推移

設定来累計		1,100円
第28期	2012年9月	0円
第29期	2013年3月	0円
第30期	2013年9月	0円
第31期	2014年3月	1,000円
第32期	2014年9月	0円

※分配金は税引前、1万口当たり

## 主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄	業種	国名	比率
1	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	エネルギー	イギリス	5.3
2	TOTAL SA	エネルギー	フランス	4.7
3	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	デンマーク	3.8
4	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	イギリス	3.7
5	ROCHE HOLDING AG GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	スイス	3.6
6	IMPERIAL TOBACCO GROUP	食品・飲料・タバコ	イギリス	3.3
7	RIO TINTO PLC	素材	イギリス	3.3
8	PRUDENTIAL PLC	保険	イギリス	3.1
9	DEUTSCHE TELEKOM	電気通信サービス	ドイツ	3.0
10	BAYER AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ドイツ	3.0

国別構成比率(%)

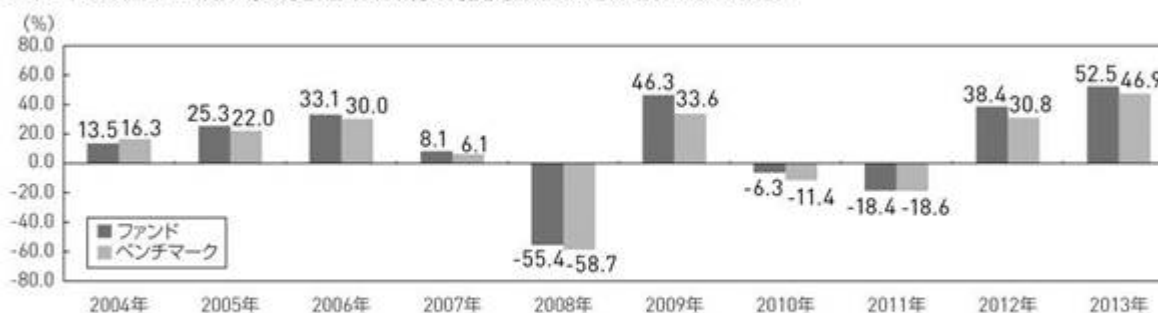
国名	比率
ユーロ通貨圏	46.9
ベルギー	5.0
フランス	17.8
ドイツ	9.4
アイルランド	2.0
イタリア	5.3
オランダ	5.5
スペイン	1.9
非ユーロ通貨圏	50.0
英国	33.0
デンマーク	3.8
スウェーデン	1.9
スイス	11.2
キャッシュ等	3.1
合計	100.0

※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

## 年間収益率の推移

※直近10年間の年間収益率の推移です。

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。また、当該販売会社との間で、「累積投資約款<sup>\*</sup>」にしたがって累積投資契約を締結します。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (2) 申込期間

ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

#### (4) 購入不可日

ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかが休場日の場合には、販売会社の営業日であってもお申込みは受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 購入単位

1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

#### (6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。



## (7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

\* 消費税率が10%になった場合は3.3%となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

## (8) 購入代金のお支払い

投資者は、販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。購入時手数料は購入代金から差し引かれます。

## (9) 購入の受付の中止、既に受付けた申込の受付の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって換金の申込をすることができます。なお、販売会社によって異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

### (2) 換金不可日

ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかが休場日の場合には、販売会社の営業日であっても換金の申込は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

### (4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (5) 換金代金のお支払い

換金代金は、原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

### (6) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「欧州株式」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4) 【計算期間】

計算期間は毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

#### (5) 【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、  
a . および b . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、  
d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは上記の規定にしたがいます。

#### 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にてお届けいたします。

#### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

##### (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

##### (4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

##### (5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間（平成26年3月18日から平成26年9月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック欧州株式マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

## 1【財務諸表】

ブラックロック欧州株式オープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第31期 (平成26年3月17日現在)	第32期 (平成26年9月16日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,725,909,166	4,359,583,989
未収入金	126,342,531	4,952,617
流動資産合計	3,852,251,697	4,364,536,606
資産合計	3,852,251,697	4,364,536,606
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	234,569,081	-
未払解約金	126,342,531	4,952,617
未払受託者報酬	1,294,253	1,611,468
未払委託者報酬	26,371,255	32,834,529
流動負債合計	388,577,120	39,398,614
負債合計	388,577,120	39,398,614
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,345,690,812	2,877,093,734
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,117,983,765	1,448,044,258
（分配準備積立金）	8,026,064	68,495,775
元本等合計	3,463,674,577	4,325,137,992
純資産合計	3,463,674,577	4,325,137,992
負債純資産合計	3,852,251,697	4,364,536,606



## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第31期 (自 平成25年 9月18日 至 平成26年 3月17日)	第32期 (自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	308,827,904	110,235,272
営業収益合計	308,827,904	110,235,272
営業費用		
受託者報酬	1,294,253	1,611,468
委託者報酬	26,371,255	32,834,529
営業費用合計	27,665,508	34,445,997
営業利益	281,162,396	75,789,275
経常利益	281,162,396	75,789,275
当期純利益	281,162,396	75,789,275
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	161,225,459	13,643,922
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	389,309,937	1,117,983,765
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,562,918,727	547,868,509
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,562,918,727	547,868,509
剰余金減少額又は欠損金増加額	719,612,755	279,953,369
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	719,612,755	279,953,369
分配金	234,569,081	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,117,983,765	1,448,044,258

**(3)【注記表】**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

**1 有価証券の評価基準及び評価方法**

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

**2 収益及び費用の計上基準**

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

**3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**

計算期間の取扱い

第32期計算期間は第31期計算期末及び第32期計算期末が休業日であったため、平成26年3月18日から平成26年9月16日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第31期 (平成26年3月17日現在)	第32期 (平成26年9月16日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,345,690,812口	2,877,093,734口
2 1口当たり純資産額	1.4766円	1.5033円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第31期 (自 平成25年9月18日 至 平成26年3月17日)	第32期 (自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	7,457,558円	9,046,783円
2 分配金の計算過程	<p>第31期計算期末における、費用控除後の配当等収益(18,907,189円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(101,029,748円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,797,472,359円)、分配準備積立金(122,658,208円)により、分配対象収益は2,040,067,504円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、234,569,081円(1万口当たり1,000円)を分配に充てる事と決定いたしました。</p>	<p>第32期計算期末における、費用控除後の配当等収益(36,047,433円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(26,097,920円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,211,120,698円)、分配準備積立金(6,350,422円)により、分配対象収益は2,279,616,473円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

## 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「欧州株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

## (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

## (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

## (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第31期 (平成26年3月17日現在)	第32期 (平成26年9月16日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第31期 (平成26年3月17日現在)	第32期 (平成26年9月16日現在)
期首元本額	899,742,898円	2,345,690,812円
期中追加設定元本額	2,922,665,845円	1,113,349,581円
期中一部解約元本額	1,476,717,931円	581,946,659円

## 2 有価証券関係

第31期(平成26年3月17日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	141,275,292
合計	141,275,292

第32期(平成26年9月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	93,732,381
合計	93,732,381

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック欧州株式マザーファンド	1,991,769,001	4,359,583,989	
親投資信託受益証券	合計	1,991,769,001	4,359,583,989	
合計		1,991,769,001	4,359,583,989	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック欧州株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成26年9月16日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ブラックロック欧州株式マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(平成26年9月16日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	8,897,809
コール・ローン	126,529,600
株式	4,265,045,660
派生商品評価勘定	1,323
未収入金	19,747,969
未収配当金	5,508,469
流動資産合計	4,425,730,830
資産合計	4,425,730,830
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	14,740
未払金	61,094,501
未払解約金	4,952,617
流動負債合計	66,061,858
負債合計	66,061,858
純資産の部	
元本等	
元本	1,991,769,001
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	2,367,899,971
元本等合計	4,359,668,972
純資産合計	4,359,668,972
負債純資産合計	4,425,730,830



## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年9月16日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,991,769,001口
2 1口当たり純資産額	2.1888円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「欧州株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

（平成26年9月16日現在）	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成26年9月16日現在)	
同計算期間の期首元本額	1,749,006,791円
同計算期間中の追加設定元本額	767,787,963円
同計算期間中の一部解約元本額	525,025,753円
同計算期間末日の元本額	1,991,769,001円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック欧州株式オープン	1,991,769,001円
合計	1,991,769,001円

- 2 有価証券関係  
 売買目的有価証券

種類	(平成26年9月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	103,001,995
合計	103,001,995

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

区分	種類	（平成26年9月16日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	19,747,868	-	19,746,545	1,323
	買建				
	イギリスポンド	39,975,529	-	39,969,134	6,395
	スウェーデンクローナ	8,228,948	-	8,222,942	6,006
	デンマーククローネ	6,186,514	-	6,184,175	2,339
合計		74,138,859	-	74,122,796	13,417

## (注1) 時価の算定方法

## 為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	RYANAIR HOLDINGS PLC	14,130	56.960	804,844.800	
アメリカドル	小計	14,130		804,844.800 (86,255,217)	
イギリスポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO	5,714	36.335	207,618.190	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP	30,199	27.640	834,700.360	
	SABMILLER PLC	15,111	37.400	565,151.400	
	HSBC HOLDING PLC	37,095	6.582	244,159.290	
	PRUDENTIAL PLC	46,698	14.185	662,411.130	
	RIO TINTO PLC	26,078	32.350	843,623.300	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC (N)	232,295	0.735	170,736.820	
	BG GROUP PLC	45,664	11.535	526,734.240	
	TESCO PLC	96,747	2.285	221,066.890	
	ASTRAZENECA PLC	19,994	45.450	908,727.300	
	BT GROUP PLC	128,914	3.873	499,283.920	
	BARCLAYS PLC	112,603	2.294	258,311.280	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	51,873	24.800	1,286,450.400	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	28,619	9.875	282,612.620	
	JOHNSON MATTHEY PLC	13,468	31.380	422,625.840	
MERLIN ENTERTAINMENTS PLC	71,437	3.496	249,743.750		
イギリスポンド	小計	962,509		8,183,956.730 (1,424,090,310)	
スイスフラン	SYNGENTA AG	1,980	319.400	632,412.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	3,472	280.100	972,507.200	
	ROCHE HOLDING AG GENUSS	4,788	275.800	1,320,530.400	
	HOLCIM LTD REG	4,217	70.650	297,931.050	
	UBS AG-REG	40,003	16.330	653,248.990	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-RE	3,406	87.450	297,854.700	
スイスフラン	小計	57,866		4,174,484.340 (478,646,374)	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	14,657	362.700	5,316,093.900	
スウェーデンクローナ	小計	14,657		5,316,093.900 (80,113,534)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	30,837	275.400	8,492,509.800	
デンマーククローネ	小計	30,837		8,492,509.800 (158,300,382)	
ユーロ	BOUYGUES	369	27.435	10,123.510	
	L'OREAL	4,518	125.400	566,557.200	
	INTESA SANPAOLO	373,282	2.426	905,582.130	
	CAP GEMINI SA	9,845	58.020	571,206.900	
	KBC BANKVERZEKERINGSHOLD	17,000	42.855	728,535.000	
	CONTINENTAL AG	2,328	163.000	379,464.000	
	RENAULT SA	3,219	59.000	189,921.000	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV	9,227	88.180	813,636.860	
	LUXOTTICA GROUP SPA	7,816	40.180	314,046.880	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	10,595	63.940	677,444.300	
	BAYER AG	8,367	106.600	891,922.200	
	VOLKSWAGEN AG PFD	3,509	175.350	615,303.150	
	DEUTSCHE TELEKOM	78,678	11.560	909,517.680	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ACCOR SA	5,814	36.045	209,565.630	
	SOCIETE GENERALE	10,761	41.295	444,375.490	
	AXA	33,189	19.615	651,002.230	
	ENEL SPA	52,885	4.164	220,213.140	
	ING GROEP N.V.	73,434	10.935	803,000.790	
	SAINT GOBAIN	11,290	36.925	416,883.250	
	LEGRAND SA	13,089	44.040	576,439.560	
	TOTAL SA	28,485	49.445	1,408,440.820	
	VINCI SA	4,619	45.150	208,547.850	
	IBERDROLA SA	29,626	5.546	164,305.790	
	UNICREDIT SPA	36,321	6.195	225,008.590	
	ASML HOLDING NV	11,141	77.250	860,642.250	
	LEG IMMOBILIEN AG	7,983	56.930	454,472.190	
	INDITEX	20,066	23.505	471,651.330	
ユーロ 小計		867,456		14,687,809.720 (2,037,639,843)	
合計		1,947,455		4,265,045,660 (4,265,045,660)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2 小計・合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 1銘柄	100.0%	2.0%
イギリスポンド	株式 16銘柄	100.0%	33.4%
スイスフラン	株式 6銘柄	100.0%	11.2%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	100.0%	1.9%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0%	3.7%
ユーロ	株式 27銘柄	100.0%	47.8%

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

ブラックロック欧州株式オープン(平成26年9月末現在)

## 【純資産額計算書】

資産総額	4,391,910,787円
負債総額	30,693,802円
純資産総額( - )	4,361,216,985円
発行済数量	2,924,691,584口
1単位当たり純資産額( / )	1.4912円

(参考情報)

ブラックロック欧州株式マザーファンド(平成26年9月末現在)

## 純資産額計算書

資産総額	4,467,445,915円
負債総額	103,075,465円
純資産総額( - )	4,364,370,450円
発行済数量	2,008,724,368口
1単位当たり純資産額( / )	2.1727円



## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 受益証券の名義書換え等  
該当事項はありません。
- 2 受益者名簿の閉鎖の時期  
受益者名簿は作成しません。
- 3 投資者に対する特典  
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
譲渡制限は設けておりません。
- 5 受益権の譲渡
  - (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 6 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 7 受益権の再分割  
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 8 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5カ年における主な資本金の額の増減

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

###### 投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年9月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	55本	310,275百万円
	単位型株式投資信託	2本	7,510百万円
私募投資信託		73本	2,581,076百万円
合計		130本	2,898,861百万円

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第26期 (平成25年3月31日現在)	第27期 (平成26年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金・預金		5,755	9,382
立替金		6	5
前払費用		113	115
未収入金	2	1,001	25
未収委託者報酬		1,208	1,013
未収運用受託報酬		2,566	2,523
未収収益	2	1,329	983
繰延税金資産		373	423
その他流動資産		4	3
貸倒引当金		-	244
流動資産計		12,359	14,231
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物附属設備	1	1,688	1,551
器具備品	1	479	389
有形固定資産計		2,168	1,940
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		10	5
のれん		1,582	1,208
クライアント・リレーションシップ資産		766	460
その他の無形固定資産		3	3
無形固定資産計		2,363	1,677
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券		-	864
長期差入保証金		958	1,031
前払年金費用		-	216
長期前払費用		43	34
長期未収入金		207	112
繰延税金資産		387	113
投資その他の資産計		1,596	2,373
固定資産計		6,128	5,992
資産合計		18,488	20,223

(単位:百万円)

	第26期 (平成25年3月31日現在)	第27期 (平成26年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	71	67
未払金		
未払収益分配金	1	1
未払償還金	76	75
未払手数料	433	336
その他未払金	6	52
未払費用	2	909
未払消費税等	38	66
未払法人税等	200	1,052
賞与引当金	343	415
役員賞与引当金	23	29
早期退職慰労引当金	75	68
流動負債計	2,432	3,075
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,737	2,737
退職給付引当金	12	-
資産除去債務	244	306
固定負債計	2,994	3,044
負債合計	5,426	6,119
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,128	5,129
利益剰余金合計	4,464	5,465
株主資本合計	13,062	14,063
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	40
評価・換算差額等合計	-	40
純資産合計	13,062	14,103
負債・純資産合計	18,488	20,223

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第26期		第27期	
		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益					
委託者報酬			3,991		4,620
運用受託報酬			7,018		7,676
その他営業収益	1		5,598		7,391
営業収益計			16,608		19,688
営業費用					
支払手数料			1,388		1,559
広告宣伝費			215		288
公告費			2		-
調査費					
調査費			344		349
委託調査費	1		2,718		3,603
調査費計			3,062		3,952
委託計算費			125		107
営業雑経費					
通信費			68		69
印刷費			73		73
諸会費			24		23
営業雑経費計			165		166
営業費用計			4,959		6,076
一般管理費					
給料					
役員報酬			224		476
給料・手当			3,304		3,363
賞与			2,007		2,245
給料計			5,536		6,085
退職給付費用			253		229
福利厚生費			620		631
事務委託費	1		1,015		1,227
交際費			45		35
寄付金			3		5
旅費交通費			184		190
租税公課			95		92
不動産賃借料			700		730
水道光熱費			99		101
固定資産減価償却費			300		316
のれん償却費			632		661
クライアント・リレーションシップ資産償却費			306		306
資産除去債務利息費用			3		3
諸経費			312		367
一般管理費計			10,110		10,985
営業利益			1,537		2,626

(単位：百万円)

	第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
為替差益	25	103
還付加算金等	2	0
雑益	11	1
営業外収益計	39	105
営業外費用		
支払利息	115	99
固定資産除却損	6	-
雑損	27	55
営業外費用計	149	155
経常利益	1,428	2,576
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	246	112
事務過誤取引損	445	-
特別損失計	692	112
税引前当期純利益	736	2,463
法人税、住民税及び事業税	177	1,104
法人税等調整額	402	357
当期純利益	156	1,001



## (3) 【株主資本等変動計算書】

第26期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
平成24年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162
事業年度中の変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成25年3月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成24年4月1日残高	336	3,972	4,308	12,906	-	-	12,906
事業年度中の変動額							
当期純利益		156	156	156			156
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	156	156	156	-	-	156
平成25年3月31日残高	336	4,128	4,464	13,062	-	-	13,062

第27期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
平成25年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162
事業年度中の変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成26年3月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成25年4月1日残高		336		4,128	4,464	13,062	-
事業年度中の変動額							
当期純利益		1,001	1,001	1,001			1,001
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）					40	40	40
事業年度中の変動額合計	-	1,001	1,001	1,001	40	40	1,041
平成26年3月31日残高	336	5,129	5,465	14,063	40	40	14,103

## 〔重要な会計方針〕

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 有価証券

## その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却方法

## (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

## (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金の計上方法

## 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

## 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

## 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 〔注記事項〕

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物附属設備	608 百万円	820 百万円
器具備品	661 百万円	757 百万円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未収収益	381 百万円	484 百万円
未払費用	204 百万円	76 百万円
未収入金	243 百万円	16 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

## （損益計算書関係）

## 1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
その他営業収益	1,865 百万円	2,728 百万円
委託調査費	379 百万円	548 百万円
事務委託費	125 百万円	122 百万円

**(株主資本等変動計算書関係)**

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

**(金融商品関係)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	5,755	5,755	-
(2) 未収委託者報酬	1,208	1,208	-
(3) 未収運用受託報酬	2,566	2,566	-
(4) 未収収益	1,329	1,329	-
(5) 長期差入保証金	958	935	23
資産計	11,819	11,796	23
(1) 未払手数料	433	433	-
(2) 未払費用	1,160	1,160	-
(3) 長期借入金	2,737	3,118	381
負債計	4,331	4,712	381

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	9,382	9,382	-
(2) 未収委託者報酬	1,013	1,013	-
(3) 未収運用受託報酬 貸倒引当金（*）	2,523 244		
	2,279	2,279	-
(4) 未収収益	983	983	-
(5) 長期差入保証金	1,031	1,012	18
資産計	14,689	14,670	18
(1) 未払手数料	336	336	-
(2) 未払費用	909	909	-
(3) 長期借入金	2,737	3,065	327
負債計	3,983	4,311	327

（\*）未収運用受託報酬に個別に計上している個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

#### 負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。



## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	5,755	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,208	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,566	-	-	-
(4) 未収収益	1,329	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	-	958	-
合計	10,860	-	958	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	9,382	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,013	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,279	-	-	-
(4) 未収収益	983	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	957	54	20
合計	13,658	957	54	20

## (注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

**(有価証券関係)**

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

その他有価証券

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他	864	800	64
合計	864	800	64

**(退職給付関係)**

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	1,541
(2) 年金資産	1,710
(3) 未積立退職給付債務	168
(4) 未認識過去勤務債務	38
(5) 未認識数理計算上の差異	141
(6) 退職給付引当金	12

## 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
(1) 勤務費用等	216
(2) 利息費用	17
(3) 期待運用収益	31
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	1
(6) 確定拠出年金に係る要拠出額	54
退職給付費用合計	253
(7) 特別退職金	246
合計	499

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間配分方法  
ポイント基準

- (2) 割引率

前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1.0%

- (3) 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
2.0%

- (4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

- (5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,541
勤務費用	197
利息費用	14
数理計算上の差異の発生額	26
退職給付の支払額	200
退職給付債務の期末残高	1,580

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
年金資産の期首残高	1,710
期待運用収益	17
数理計算上の差異の発生額	121
事業主からの拠出額	402
退職給付の支払額	200
年金資産の期末残高	2,050

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成26年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,531
年金資産	2,050
	519
非積立型制度の退職給付債務	49
未積立退職給付債務	470
未認識数理計算上の差異	219
未認識過去勤務費用	34
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216
退職給付引当金	-
前払年金費用	216
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
勤務費用	197
利息費用	14
期待運用収益	17
数理計算上の差異の費用処理額	16
過去勤務費用の処理額	4
確定給付制度に係る退職給付費用合計	174
特別退職金	112
合計	286

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成26年3月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

## 長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
割引率	1.0%
長期期待運用収益率	1.0%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、55百万円 でありました。

## 4. 追加情報

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 改正平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 改正平成24年5月17日）を適用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
損金計上事務過誤取引	168百万円	188百万円
未払費用	197 "	184 "
賞与引当金	125 "	139 "
資産除去債務	87 "	109 "
資産調整勘定	- "	90 "
未払事業税	21 "	77 "
早期退職慰労引当金	28 "	24 "
退職給付引当金	16 "	17 "
有形固定資産	12 "	2 "
その他	8 "	31 "
税務上の繰越欠損金	443 "	- "
繰延税金資産合計	1,110 "	867 "
繰延税金負債		
無形固定資産	287 "	163 "
退職給付引当金	12 "	94 "
資産除去債務に対応する除去費用	47 "	43 "
その他有価証券評価差額金	- "	24 "
その他	3 "	3 "
繰延税金負債合計	350 "	330 "
繰延税金資産の純額	760 "	537 "

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	373百万円	423百万円
固定資産 - 繰延税金資産	387 "	113 "

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.2 "	10.3 "
損金不算入ののれん償却額	32.7 "	10.2 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- "	1.5 "
その他	1.1 "	0.6 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.8%	59.4%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月30日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、37百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## (企業結合等関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

取得による企業結合

## (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称：MGPA Japan LLC

事業の内容： 国際プライベート・エクイティ不動産投資顧問業

企業結合を行った理由

不動産投資顧問事業を当社の運用ラインアップに加えることにより、当社の収益源をより多様化させることを目的としております。

企業結合日

平成25年10月5日



企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業としております。

(2) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年10月5日から平成26年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	398百万円
取得に直接要した費用	弁護士費用等	91百万円
取得原価（注）		489百万円

（注）当該取得原価は調整される可能性があります。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

288百万円（注）

（注）当該のれんは調整される可能性があります。

発生原因

主として当該企業結合により運用商品の多様化から期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8百万円
固定資産	272百万円
資産合計	281百万円
流動負債	73百万円
負債合計	73百万円

(6) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

金額の重要性が乏しいため、記載しておりません。

**(資産除去債務関係)**

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	240	244
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	23
時の経過による調整額	3	3
見積りの変更による増加額	-	35
期末残高	244	306

## 4. 当該資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、一部の資産について資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積もりの変更による増加額を35百万円加算しております。

**(セグメント情報等)**

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,991	7,018	5,598	16,608

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
10,991	4,445	1,171	16,608

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	1,865	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,620	7,676	7,391	19,688

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
11,591	6,300	1,796	19,688

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	2,728	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラック ロック・ インク	米国 ニュー ヨーク州	2百万 米ドル	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	(被所有) 間接 100	グローバ ル契約の 締結	保険金 の受取	229	未収入金	229
親会社	ブラック ロック・ ファイナ ンシャル・マネ ジメン ト・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	9,429 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の再 委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	381
							受入 手数料	1,865		
							委託 調査費	379	未払費用	204
							事務 委託費	125		

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラック ロック・ ファイナ ンシャル・マネ ジメン ト・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	9,429 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	484
							その他 営業収益	2,728		
							委託 調査費	548	未払費用	76
							事務 委託費	122		

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック(シンガポール)リミテッド	シンガポール	2百万シンガポールドル	投資顧問業	なし	運用権限の再委託等	費用の立替	734	未収入金	734
							受入手数料	83	未収収益	9
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ	米国カリフォルニア州	150万米ドル	投資顧問業	なし	運用権限の再委託等	運用受託報酬	61	未収収益	482
							受入手数料	1,152		
							委託調査費	874	未払費用	123
							事務委託費	48		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルクセンブルグ・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	2百万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	2,500	長期借入金	2,737
							支払利息	115	未払利息	-

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラック ロック・ ルック ス・フィ ンコ・ S.a.r.l.	ルクセン ブルグ 大公国 ルクセン ブルグ市	2百万 米ドル	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	なし	ローン 借入	資金 の借入	-	長期 借入金	2,737
							支払利息	99	未払利息	-

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 保険金の受取条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (7) 費用の立替の支払条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (8) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)



## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,285,919 円 88 銭	1,388,434 円 66 銭
1株当たり当期純利益金額	15,357 円 37 銭	98,560 円 04 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益 (百万円)	156	1,001
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	156	1,001
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
平成23年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
平成25年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円(平成26年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成26年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成26年3月末現在)	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	
エース証券株式会社	8,831	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000	
株式会社SBI証券	47,937	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	
高木証券株式会社	11,069	
野村證券株式会社 <sup>*1</sup>	10,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000	
楽天証券株式会社	7,495	

- \* 1 野村證券株式会社は、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
- ・資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算\* 約161億円、平成26年3月末現在)  
\* 英ポンドの円換算は、平成26年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=171.31円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## 3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

### 第3 【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星 知子 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若林 亜希 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年11月5日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック欧州株式オープンの平成26年3月18日から平成26年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック欧州株式オープンの平成26年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。